

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

保育施設等を利用する児童は、女性の社会進出などに伴い、年々増加しており、平成29年4月時点で約255万人（前年比約8.8万人増）となり、待機児童数は2万6,081人に達している。

国は、待機児童の解消に向けて、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月）や「子育て安心プラン」（平成29年6月）に基づき、保育の受皿整備を進めているが、保育施設等は量的な拡大と同時に、保育従事者の安全管理に関する知識や技術を向上させるなど質的な面を充実させることも重要である。

内閣府及び厚生労働省によると、平成24年から28年までの過去5年間で国に報告のあった保育施設等における骨折等の重大事故の件数は1,435件で、うち死亡事故は81件発生している。また、平成28年3月に発表された厚生労働省の調査研究事業の結果によると、3割の保育施設において食物アレルギー児童への誤食・誤配が発生している。

保育施設等は、関連する各種法令・指針等に基づき、受け入れた児童数に応じ、一定数以上の保育従事者を配置しなければならないほか、保育事故や災害等に備えた点検、事故防止のための研修や訓練を実施することが求められている。

また、国は、都道府県や市町村に対し、定期的な立入検査を実施し、保育施設等の運営状況を確認するよう要請するとともに、死亡事故や治療に長期を要する負傷などの重大事故が発生した場合は、保育施設等に事故の詳細を報告することを義務付けている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、安全で安心して子どもを預けることができる環境の整備を図る観点から、保育施設等及び行政機関における安全対策の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人日本スポーツ振興センター、都道府県（15）、市町村（29）、保育施設（149）、関係団体

（※）調査した保育施設の内訳は、以下のとおり。

（単位：施設）

施設種別				合計
保育所	幼保連携型認定こども園	地域型保育施設	認可外保育施設	
47	6	34	62	149

- （注）1 「保育所」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所を指す。
2 「幼保連携型認定こども園」は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する施設を指す。
3 「地域型保育施設」は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設を指す。
4 「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条第1項等に規定する都道府県知事等の認可を受けていない保育施設を指す。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所 3事務所（東京、神奈川、兵庫）

4 実施時期

平成29年4月～30年11月